

新婦人しんぶん

新日本婦人の会目的
☆核戦争の危険から女性と子どもの生命をまもりまします。
☆憲法改悪に反対、軍国主義復活を阻止します。
☆生活の向上、女性の権利、子どものしあわせのために力をあわせまします。
☆日本の独立と民主主義、女性の解放をかちとりまします。
☆世界の女性と手をつなぎ、永遠の平和をうちたてまします。

新日本婦人の会は国連に認証されたNGOです。あなたも一緒に

◆7月の発行は、11日号、18日号、25日号です。

今週の紙面

■2面 国会スポット／女性ニュース ■3面 読者のページ／まんが／短歌 ■4面 健康体操／ホットライン ■5面 原発は必要か／ホットライン ■6面 旅行時の防災対策／母の歴史 ■7面 新婦人の活動／主張／原発事故15年



京都・長岡京市 黒田愛子

憲法9条は被爆者の心



日本被団協事務局次長

和田 征子さん

(長崎の被爆者)

反省と願い込めた宝物

憲法9条は、本当に宝物だと思っています。日本は先の戦争で大きな被害を受けましたが、他国に多くの被害も与えました。その深い反省と、広島・長崎を二度と繰り返さないとの願いから、1946年、戦争そのものを否定する日本国憲法が公布されました。

憲法9条は、本当に大きな影響力をもっています。あれだけトランプ米大統領の言いなりの高市首相でも、憲法9条を理由に、ホルムズ海峡への

8月15日号は休刊です

自衛隊派遣を見送りまし。戦後、戦争でだれ一人殺すことも殺されることもなく、「戦争をしない国」として世界に宣言し、それを世界が認めてきたことも、誇るべきことだと思っています。核兵器廃絶と憲法9条を守ることは一体のものです。9条は1項で戦争と武力の行使を否定し、2項で戦力をもたないことを明記しています。自民党改憲案は、2項に自衛隊



日本被団協事務局次長

児玉 三智子さん

(広島市の被爆者)

二度と戦争はさせない

1945年、広島・長崎に原爆が投下され、1946年に新憲法が公布、1947年に施行しました。しかし日本国憲法が施行されるも日米政府に見捨てられ、沈黙を強いられた被爆者は、被爆後10年余りのあいだ病苦と生活苦、偏見と差別に耐え、無権利状態にありました。

ビキニの水爆実験で3度目の核被害を受け、原水爆禁止の署名が草の根から全国に広がり、被爆者も「声を出してい

ました。私と憲法との出会いは、『あたらしい憲法のはなし』です。小学校高学年の時に、当時の文部省が出した実物を、い

戦後・被爆81年の夏。国会で改憲議論がすむなか、被爆者も「憲法9条の堅持を」と声をあげています。ノーベル平和賞を受賞した、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)事務局次長のお2人に、憲法9条への思いを聞きました。

日本国憲法 第二章 【戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認】
第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



新婦人発行 復刻版

〈2面へ〉

